

在留外国人の方・外国の学校出身の方へ

※在留外国人の方は必ず確認してください

最終学歴の各種証明書について

日本国外の大学・大学院を卒業または修了した方で、卒業・修了証明書等に取得学位の記載がない場合には、学位取得証明書も提出してください。

中国の学校を卒業または修了した方は、下にある「中国の学校を卒業・修了された方へ」に記載されている通りに書類を提出してください。

最終学歴の各種証明書は、原則として日本語または英語で表記された原本に限ります。

日本語または英語以外の言語で表記されている場合は、以下の書類を提出してください。

各種証明書の原本※	出身学校から発行されるもの。 出身学校から1部しか発行されない場合は、公的機関が発行する Certified true copy でも構いません。
日本語または英語の翻訳文※	大使館や自国公証処等の公的機関で認証を受けたものに限る。

※日本語教育機関（日本語学校等）が発行・認証するものは認めません。

中国の学校を卒業・修了された方へ

中国の学校を卒業・修了された方は、以下の書類を提出してください。

証明書類の入手に時間を要することが想定されますので、早めに準備をしてください。

なお、本学指定の提出方法でない場合は、受付できません。

卒業証書・卒業証明書	以下のいずれかを提出。 ・中国高等教育学生信息网（CHSI）が発行する英語または中国語で作成された Verification Report of China Higher Education Qualification Certificate の原本。*1 ・China Higher Education Student Information and Career Center（CHESICC）が発行する、Online Verification Report of Higher Education Qualification Certificate。*2
成績証明書	中国高等教育学生信息网（CHSI）が発行する英語または中国語で作成された Verification Report of China Higher Education Student's Academic Transcript の原本。*1
学位取得証明書	中国教育部学位与研究生教育发展中心（CDGDC）が発行する「認証報告（CREDENTIALS REPORT）」。*2 修士課程を受験する方は、学士学位（Bachelor's Degree）、博士後期課程を受験する方は、修士学位（Master's Degree）を取得していることが証明されていること。

*1 PDF ファイルを印刷したものやカラーコピーをしたものは認めません。
必ず中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する原本を提出してください。

*2 A4 サイズ、白色の紙に片面印刷をしたものを提出してください。
以上の要件を充たしていないものや、印刷が不明瞭なものは受け付けられない可能性があります。

各種証明書発行機関

1. 卒業証明書・成績証明書

中国政府指定学歴・学籍認証センター日本代理機構（株式会社メリットファイブ内）

TEL : 03-6909-2235

Mail : info@chsi.jp

URL : <http://www.chsi.jp/>

2. 学位取得証明書

中国教育部学位与研究生教育发展中心

URL : <https://www.cdgdc.edu.cn/>

留学ビザの取得について

2024年3月31日までに留学ビザへの変更・更新が確認できない場合、退学もしくは入学取り消しになることがあります。

入学決定後、早めに在留資格を変更・更新してください。また、ビザ取得のための審査は法務省が行うため、不許可となった場合、大学は責任を負うことはできません。留学ビザの取得に関しては、以下の項目を確認してください。

日本に在留する在留ビザを取得している方
④「留学」ビザを取得している場合
在留資格更新許可申請は、在留期間が満了する3か月前から可能です。 ただし、在留資格に該当する活動を行うことなく3か月以上滞在すると、在留資格取り消しの対象となりますのでご注意ください。 また、「留学」ビザの在留期間が入学後に残っている場合であっても、所属する学校に変更があった場合には、変更後14日以内に出入国在留管理庁へ「活動機関に関する届出」を提出する必要があります。
⑤「留学」ビザへの変更が必要な場合
在留資格変更許可申請をし、日本国内で「留学」ビザに変更してください。 入学手続きが済んだ方にはビザの変更に必要な「入学許可証」を発行しますので、入学センターに申請してください。

よくある質問例

- Q1. 自分の出身国や地域の祝日（例：春節）等によって、必要な書類を期日までに準備することができない場合、期日を延長することは可能ですか？
- A. 入学資格審査願提出期間、および出願期間は一切延長しません。前もって必要な書類を準備してください。
- Q2. 長期履修制度は利用できますか？
- A. 留学生の方は、長期履修制度を利用することはできません。
- Q3. 提出が求められている「最終学歴の卒業（見込）証明書または学位授与（見込）証明書」「最終学歴の成績（見込）証明書」ですが、出身大学や自国政府から英文または和文証明書が発行されません。その場合、在籍している日本語学校などによる翻訳でも認められますか？
- A. 在籍している日本語学校などが発行する翻訳文は認められません。P7を確認してください。